

「第7回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」 議事録

日 時：平成24年2月24日（金） 10:00～12:00

場 所：機械振興会館 6D-1、2会議室

出席委員：

大崎委員長、五野委員、大河内委員、岸本委員、小島委員、近藤委員、
澁江委員、皆川代理（武内委員）、泥委員、中谷委員、原田委員、
前田委員、松尾委員、松野委員、三浦委員、森委員、吉岡委員

【1】開会

【2】会議成立の確認

代理を含む委員全員の出席があり、過半数であったことから、会は成立している旨を報告。

【3】新任委員の紹介

退任した亀田委員（日本電線工業会）、松島委員（電子情報技術産業協会）に代わって就任された原田委員（日本電線工業会）、小島委員（電子情報技術産業協会）の紹介及び挨拶があった。

【4】製品安全課挨拶

平成13年に電気用品取締法から電気用品安全法に改正され、これまでに性能規定化等の要望があった。平成21年5月の産業構造審議会製品安全小委員会において電気用品安全法技術基準体系等の見直し方針が示され、平成22年7月に「基本計画」、平成23年5月に「アクションプラン」をとりまとめたところである。

技術基準の性能規定化及び電気用品の指定の在り方に係る2つのテーマについて、今年度1年間、WG関係者を含む約1,000人の協力を得て検討してきた結果を報告させていただく。

技術基準の性能規定化については、本年5月の産業構造審議会製品安全小委員会の報告を経て、第一段の階層化を来年度早々に着手し、来年度中の公布を目指す。第二段階のいわゆるニューアプローチについてはさらに数年を要すると考えられる。

また、電気用品の指定の在り方については、大まかな方向性については検討できた。平成25年度から本格的な検討となるが、難しい課題であるため来年度は他法令とのすり合わせの検討をしたいと考えている。

今後ともご協力をよろしくお願いしたい。

【5】 配付資料確認

事務局から配付資料の確認があった。

【6】 前回議事録の確認

議事録（案）は、委員において事前に電子メールにて御確認頂いていることから、通読は省略。当該議事録（案）に対し委員からコメントはなく、（案）が外れ議事録となった。

【7】 議題：将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等体系の在り方について

① 電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する検討状況について

検討作業幹事会の吉岡主査から概要説明があり、続いて資料7-2に基づき、製品安全課から説明があった。

特に質疑・意見はなかった。

② 電気用品の指定の在り方及び法運用の改善に係る改正案骨子の検討状況について

資料7-3に基づき政省令・制度運用検討分科会の中津川分科会長から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○岸本委員

現行の電気用品の区分ではリチウムイオン蓄電池が入っているが、今後、家庭用でリチウムイオン以外の電池が普及する可能性がある。リチウムイオン以外の種類の電池を区分に含めないのか。

○製品安全課

リチウムイオン蓄電池はパソコンや携帯電話の発火発煙事故が多発したため、電気用品安全法を改正して電気用品の区分に含めた。新しい種類の電池の事故が多発すれば区分に含める可能性はある。

○前田委員

ガス石油機器も大括り化で対象になる製品が多くなる。型式の区分ではガス石油機器も含め検討してほしい。製品によってはガス事業法等で規制されていることを考慮してもらいたい。

○製品安全課

意見を踏まえ、検討していきたい。

○森委員

電気用品の区分では電線類、電線管類、ヒューズ類の部品類をもう少しまとめてもいいのではないかと。

○製品安全課

基本計画の34ページにあるように、当面は一般消費者が使用する電気製品に絞って検討している。

○三浦委員

新製品などが規制対象外になり事故が起こっては困るが、焦って進めるのも問題があるので、着実に進めることは重要であることを再認識した。ルール改正、周知不足をどう対応するのか。異動などで携わった人が代わったときにカバーしてほしい。アイデアグッズの存在やプロ用の製品もインターネットで入手できることも配慮してほしい。

○製品安全課

基本計画の5ページにあるように電安法の対象にならなくとも、消費者の使用において重大製品事故が発生した場合は消費生活用製品安全法の規制対象となり、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害生じた場合は製造物責任法によって、責任を負うことになるため、無規制とはならない。周知不足は問題であると考え、周知のためにガイドを作成し、このガイドを基に情報発信したいと考えている。

③ 技術基準の性能規定化及び階層化の検討状況について

資料7-4に基づき技術基準性能規定化分科会の住谷分科会長から説明があった。

○森委員

冊子の「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」の性能規定骨子には「単一故障状態」という文言が入っているが、資料7-4の性能規定骨子には入っていないのは何故か。IECを参考にしたのではないか。

○製品安全課

「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」は平成23年10月段階での性能規定であり古いバージョンである。資料7-4が正しい。

○住谷分科会長

IECでは「単一故障状態」という記載はない。

④ 電気用品安全法法令業務実施ガイド案（現状版）（案）について

資料7-3別添に基づき電安法業務実施ガイドWGの石井主査から説明があった。

○松野委員

よくまとまっているが、発行はどの様な形になるのか。

○製品安全課

経済産業省のクレジットでリスクアセスメントハンドブックと同じような発行を予定している。

○近藤委員

英語版の発行の予定はあるのか。

○製品安全課

要望が多くあり、別途検討したい。

○原田委員

現行の電安法では資料7-4別添54ページのように一項基準と二項基準を混ぜて用いることはできないが、今後の改正においてはどのようになるのか。

○製品安全課

このガイドは現状の電安法業務実施ガイドであり、将来におけるガイドは別途作成する予定である。

○大崎委員長

ガイドに関する意見があれば事務局まで連絡していただきたい。

【8】技術基準の改正に関する検討について

資料7-5に基づき経済産業省製品安全課から説明があった。

特に質疑・意見はなかった。

【9】その他

○松野委員

ガイドに関する意見はいつまでに提出すればよいか

○製品安全課

できるだけ早くいただければ幸いである。4月中旬までの意見であれば5月の製品安全小委員会の資料にも反映できる。ガイドは順次改訂していきたいので、その後の提出でも可能である。

○松尾委員

これまでの検討結果は電安法自体の改正を必要としないのか。

○製品安全課

今のところ法律改正の必要性ないと考えている。

事務局から以下のとおり次回の予定につき説明があった。

○事務局

次回の開催は平成24年5月中旬に予定しているが、後日日程調整を行った上で決めていきたい。

【10】 閉会

以上